

7 早期審査

一定の要件を満たす意匠登録出願について、所定事項の記載された「早期審査に関する事情説明書」が提出され、選定の結果、早期審査の対象となった案件については、審査官はすみやかに審査を開始し、その後も遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

[早期審査・審理ガイドライン](#)（令和2年4月以降）

7.1 早期審査の対象となる出願

以下の①又は②の要件を備えた意匠登録出願を早期審査の対象とすることができます。ただし、令和元年意匠法改正により新たに保護対象となった建築物及び画像に係る意匠並びに内装に係る意匠については、審査品質の確保のためにより広範なサーチや慎重な判断が必要となるため、当面、早期審査の対象外とします。また、令和元年意匠法改正により可能となった複数意匠一括出願手続に基づく意匠登録出願については、複数意匠一括出願手続の番号（意願〇〇〇〇－3〇〇〇〇〇）では早期審査の申出をすることができません。

①権利化について緊急性を要する実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンサー）が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当し、権利化について緊急性を要するものであること。

- (i) 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- (ii) その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合
- (iii) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合

②外国関連出願

出願人が、その出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願であること。

7.2 早期審査の申出手続

早期審査の申出には、早期審査の適用を受けようとする意匠登録出願毎に1通の「早期審査に関する事情説明書」の提出が必要です。なお、提出書類は、特許庁に受理された後は返却されません。

(1) 提出者
出願人

(2) 提出方法、提出先

(i) オンライン

(ii) 特許庁受付窓口

(iii) 郵送（封筒に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて）

窓口の所在地及び郵送先については→「17 意匠に関する問い合わせ先一覧」 「p.169」

(3) 提出時期

意匠登録出願の日以降いつでも提出できます。

※令和元年意匠法改正により可能となった複数意匠一括出願手続に基づく意匠登録出願については、複数意匠一括出願手続の番号（意願〇〇〇〇－３〇〇〇〇〇）では早期審査の申出をすることができないため、意匠ごとの意匠登録出願に係る出願番号通知を受け取った後に提出できるようになります。

なお、審査スケジュール表を特許庁ホームページで公開しています。

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/ishoto.html>

(4) 手数料

早期審査の申出手続には、手数料を必要としません。

(5) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、「早期審査に関する事情説明補充書」で行います（[様式⑤](#)、[様式⑥](#)）。

(6) 様式一覧

	書面の場合	オンラインの場合
実施関連出願	早期様式①	早期様式②
外国関連出願	早期様式③	早期様式④
早期補充書	早期補充書様式⑤	早期補充書様式⑥

7.3 早期様式①（実施関連出願・書面手続）

- 【書類名】 早期審査に関する事情説明書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
（【ファクシミリ番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
（【ファクシミリ番号】）
【早期審査に関する事情説明】
1. 実施状況説明
（1）実施行為（実施準備行為）の特定
（2）実施行為（実施準備行為）の開始時期
（3）意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料
2. 緊急性を要する状況の説明
3. 先行意匠調査
4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載
（1）出願番号
【提出物件の目録】
【物件名】

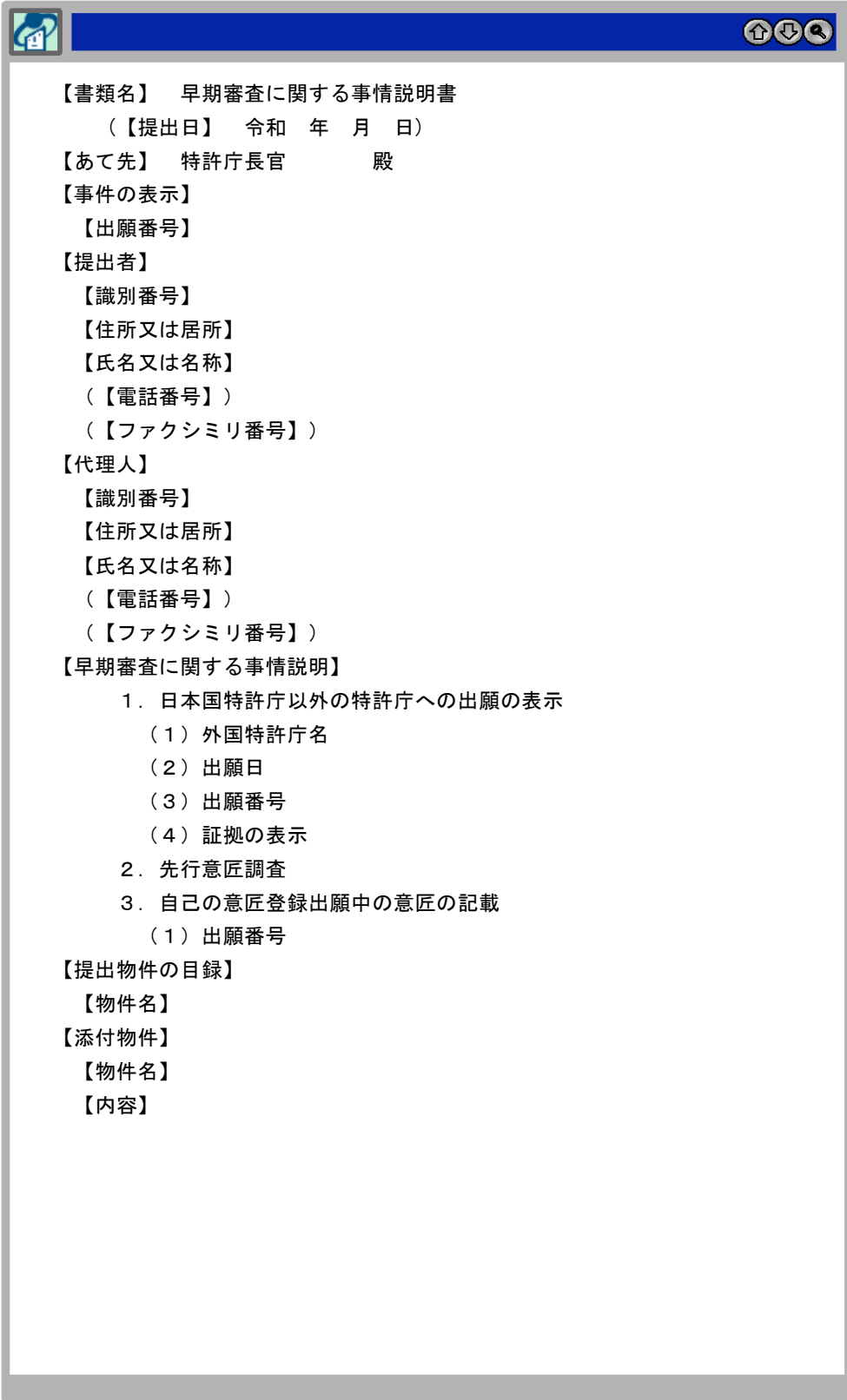
7.4 早期様式②（実施関連出願・オンライン手続）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
（【ファクシミリ番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
（【ファクシミリ番号】）
【早期審査に関する事情説明】
1. 実施状況説明
（1）実施行為（実施準備行為）の特定
（2）実施行為（実施準備行為）の開始時期
（3）意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料
2. 緊急性を要する状況の説明
3. 先行意匠調査
4. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載
（1）出願番号
【提出物件の目録】
【物件名】
【添付物件】
【物件名】
【内容】

7.5 早期様式③（外国関連出願・書面手続）

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
（【ファクシミリ番号】）
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
（【ファクシミリ番号】）
【早期審査に関する事情説明】
1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示
（1）外国特許庁名
（2）出願日
（3）出願番号
（4）証拠の表示
2. 先行意匠調査
3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載
（1）出願番号
【提出物件の目録】
【物件名】

7.6 早期様式④（外国関連出願・オンライン手続）



【書類名】 早期審査に関する事情説明書
(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】
【出願番号】

【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【電話番号】)
(【ファクシミリ番号】)

【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【電話番号】)
(【ファクシミリ番号】)

【早期審査に関する事情説明】

1. 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示
 - (1) 外国特許庁名
 - (2) 出願日
 - (3) 出願番号
 - (4) 証拠の表示
2. 先行意匠調査
3. 自己の意匠登録出願中の意匠の記載
 - (1) 出願番号

【提出物件の目録】
【物件名】

【添付物件】
【物件名】
【内容】

7.7 早期補充書様式⑤（書面手続）

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【ファクシミリ番号】）

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

7.8 早期補充書様式⑥（オンライン手続）

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【電話番号】)
(【ファクシミリ番号】)
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【電話番号】)
(【ファクシミリ番号】)
【補充の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】
【添付物件】
【物件名】
【内容】

説明 7.1.1 事情説明書の記載事項（書誌的事項）

「早期審査に関する事情説明書」及び「早期審査に関する事情説明補充書」の書誌的事項の記載要領は以下のとおりです。

記録項目	記載要領
【事件の表示】	<ul style="list-style-type: none"> 「意願○○○○－○○○○○○」のように意匠登録出願の番号を記載します。また、願書と同時に早期審査に関する事情説明書を提出する場合は、「令和○年○月○日提出の意匠登録願」のように、その意匠登録出願の年月日を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該意匠登録出願の願書の写しを添付します。なお、令和元年意匠法改正により可能となった複数意匠一括出願手続に基づく意匠登録出願については、意匠ごとの意匠登録出願に係る出願番号通知に記載された番号を記載します。複数意匠一括出願手続の番号（意願○○○○－3○○○○）は記載しないでください。
【提出者】 【代理人】	<ul style="list-style-type: none"> 識別番号の通知を受けていない場合は、【識別番号】の欄を設ける必要はありません。 【住所又は居所】の欄の住所の次には、可能な限り、提出者又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号も記載して下さい。

説明 7.1.2 事情説明書の記載事項（実施状況説明）（様式①、②）

権利化について緊急性を要する実施関連出願であることを理由として早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「実施状況説明」の欄には、以下の要領で記載します。

記録項目等	記載要領
実施行為（実施準備行為）の特定	<ul style="list-style-type: none"> 出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者（ライセンサー）の日本国内での実施行為（実施準備行為）が、当該意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）のうち、いずれに該当するものであるかを特定して記載します。
実施行為（実施準備行為）の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 実施行為（実施準備行為）がいつからなされているかを記載します。例えば実施行為（実施準備行為）が製造の場合、“令和○年○月○日より製造中”のように記載します。
意匠の実施行為（実施準備行為）を示す資料又は物件	<ul style="list-style-type: none"> 例えば意匠の実施を示す製品カタログ、新聞、雑誌、図書等の資料（コピー可）又は製造品の物件（写真可）を提出します。 実施の準備の状況の説明においては、実施の準備の具体的な内容、時期を明らかにし、その準備を進めていることを特定するに足る具体的な実施計画書、準備作業等の行為を示す資料又は物件を提出します。 なお、上記の説明において、その状況を明らかにするために、必要な事項が企業秘密に属し、提出書類に記載することにより商品取引上支障が生ずると考えられる場合は、ヒアリング等において明らかにする旨の表示をして、当該事項の記載を省略することができます。そのヒアリング内容等については公開しません。

説明 7.1.3 事情説明書の記載事項（緊急性を要する状況の説明）（様式①、②）

権利化について緊急性を要する実施関連出願になることを理由として早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「緊急性を要する状況の説明」の欄に、以下のいずれの場合に該当するかを明示し、これにより緊急な権利化が求められている状況を詳細に説明します。

- (1) 第三者が許諾なくその出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか、又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合、原則として(i)第三者、(ii)第三者の実施行為（実施準備行為）、(iii)第三者の実施行為（実施準備行為）の開始時期、(iv)第三者の実施行為（実施準備行為）を示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。
- (2) その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合、原則として(i)第三者、(ii)第三者の警告行為、(iii)第三者の警告の時期、(iv)第三者の警告行為を示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。
- (3) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合、原則として(i)第三者、(ii)第三者から求められている実施許諾の内容、(iii)第三者から実施許諾を求められた時期、(iv)第三者から実施許諾を求められていることを示す客観性のある資料又は物件を明らかにします。

説明 7.1.4 日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示（様式③、④）

外国関連出願であることを理由として早期審査の適用を受けようとする場合は、「早期審査に関する事情説明書」の「日本国特許庁以外の特許庁への出願の表示」の欄に下記の要領で記載します。（日本国特許庁以外の特許庁等への出願が複数ある場合には、そのうちの一つについて、次の要領で記載します。）

記録項目等	記載要領
外国特許庁名	<ul style="list-style-type: none"> 日本国特許庁へ出願した意匠と同一の意匠を出願した日本国特許庁以外の特許庁または政府間機関名（例えば、米国特許庁）を記載します。
出願日	<ul style="list-style-type: none"> 日本国特許庁以外の特許庁等への出願の出願日を記載します。
出願番号	<ul style="list-style-type: none"> 日本国特許庁以外の特許庁等への出願の出願番号を記載します。 なお、「早期審査に関する事情説明書」の提出時に、その正式な番号を知ることができない場合には、その記載を省略することができます。ただし、その後、正式な出願番号を知らされたときは、遅滞なく、その番号を記載した「早期審査に関する事情説明書補充書」（様式⑤、様式⑥）を提出しなければなりません。
証拠の表示	<ul style="list-style-type: none"> 前記外国出願の事実を疎明する次の書類のいずれかの書類名を記載します。 <ul style="list-style-type: none"> a. 日本国特許庁以外の特許庁等が発行した公報 b. 日本国特許庁以外の特許庁等が交付した出願の受領書、又は出願番号通知 c. 日本国特許庁以外の特許庁等の認証がある出願書類の謄本 d. その他日本国特許庁以外の特許庁等への出願の事実を疎明する書面

記録項目等	記載要領
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「証拠の表示」に上記の書類を記載した場合には、原則、その第1頁及び意匠を表した図面頁を表示します。ただし、第1頁のみでは日本国特許庁以外の特許庁等への出願の事実が疎明できない場合には、その事実を疎明するために必要な頁を併せて提出します。また「物件名」の欄には「証拠の表示」に記載する書類のうち、提出する書類を記載します。例えば、「米国特許庁が交付した出願番号通知の写し1」のように記載します。 ・ パリ条約に基づく優先権等の主張をとまう日本国特許庁への意匠登録出願であって、既に優先権証明書を日本国特許庁へ提出しているときは、「証拠の表示」の欄に、「優先権証明書（令和〇年〇月〇日提出済につき省略する。）」のように優先権証明書の既に提出済である旨を記載し、日本国特許庁以外の特許庁への出願の事実を疎明する書面の提出並びに、「外国特許庁名」、「出願日」及び「出願番号」の各欄の記載を省略することができます。

説明 7.1.5 先行意匠調査（様式①～④）

「早期審査に関する事情説明書」の提出にあたっては、「先行意匠調査」の結果を記載することが望まれます。先行意匠資料としては、日本国登録意匠公報と公知資料（意匠登録出願日前に刊行物に記載された資料など）を調査の対象とし、調査に当たっては、自己の意匠の新規性・創作性を評価する際に参考になるとと思われる資料を抽出します。

（1）調査すべき先行意匠

（i）日本国登録意匠公報

以下を利用して閲覧が可能です。

- ・ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
[（https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage）](https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage)
- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館閲覧室（特許庁内、内線番号 3811）
- ・ （一社）日本デザイン保護協会（先行意匠調査取扱機関）
 東京都港区虎ノ門 2-4-1 虎ノ門ピアザビル
 〒105-0001 TEL:03-3591-3031 FAX:03-3591-0738

（ii）公知資料

早期審査の申出を行う出願人は、公知資料についても可能な限り調査を行います。

（2）調査範囲

- ・ 先行意匠調査の調査範囲は、その出願の意匠に係る物品の属する「意匠分類表」の小分類の範囲です。
- ・ 調査年の範囲は、出願の日の前15年です。

（3）調査結果の添付

- ・ 先行意匠資料を添付します。資料の添付は、公報又は公知資料についてはそのコピーを添付します。あるいは、公報についてはその登録番号の記載のみでコピー添付の代わりとします。
- ・ 先行意匠資料が無い場合には、その出願の意匠の背景となる一般的な意匠の水準を示す意匠資料を添付します。

説明 7.1.6 自己の意匠登録出願中の意匠の記載（様式①～④）

「早期審査に関する事情説明書」の提出にあたっては、「先行意匠調査」に加えて、関連意匠の登録要件（意匠法第10条）の調査を効率的に行うため、「自己の意匠登録出願中の意匠の記載」を要請します。

「自己の意匠登録出願中の意匠の記載」の欄は、以下の要領で記載します。

(1) 記載の範囲は、その出願の意匠に係る物品の属する「意匠分類表」の小分類の範囲内において、その出願の出願日と同日に出願した自己の他の意匠登録出願（最終処分が確定していないもの）すべてとします。

(2) 記載は、「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇号」のように、意匠登録出願の番号を記載することにより行います。

なお、出願番号の通知を待っている間は、その出願の「出願日」及び「整理番号」を記載します。

7.9 早期審査の審査手続等

7.9.1 審査手続

(1) 選定手続

「早期審査に関する事情説明書」の提出があった出願に関し、早期審査の対象とするか否かを、審査長等が選定します。

(2) 選定結果の通知

審査長等は、選定の結果「対象としない」と判断した場合には、理由を付して出願人（代理人）に通知します。（オンライン発送のための所定の手続を行った出願人（代理人）には、オンラインにて通知されます。）

(3) 審査官による早期審査の処理

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、審査官はすみやかに審査を開始し（特別の事情がある場合を除く）、着手後の処理においても、遅滞なく処分が終了するように審査手続を進めます。

審査長等は、選定の結果「対象としない」と判断した場合には、理由を付して出願人（代理人）に通知します。（オンライン発送のための所定の手続を行った出願人（代理人）には、オンラインにて通知されます。）

(4) 選定の際の調査等

「早期審査に関する事情説明書」の記載事項の「実施状況説明」「緊急性を要する状況の説明」の欄の記載内容について、必要に応じて、ヒアリングによる実施状況・緊急性を要する状況の確認を行うことがあります

7.9.2 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、意匠登録に関する出願書類等の閲覧と同様、閲覧可能となります。

7.9.3 意匠公報への表示

早期審査の対象になった出願の意匠公報への掲載に当たっては、以下の表示を行います。

- (1) 登録意匠目次への「早」表示
- (2) 意匠公報への「早期審査対象出願」表示

7.10 早期審査に関するお問い合わせ窓口

特許庁審査第一部意匠課企画調査班

Tel: 03-3581-1101 内 2907

E-mail: PA1530@jpo.go.jp